

議案第 3 4 号

大口町スポーツ施設の設置、管理及び運営に関する条例の一部改正に
ついて

大口町スポーツ施設の設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例を
別紙のように定めるものとする。

平成 2 2 年 5 月 1 1 日提出

大 口 町 長 森 進

(提案理由)

この案を提出するのは、大口町スポーツ施設の設置、管理及び運営に関する条例
に規定する大口町スポーツ施設の使用料及び利用料金に関する条文を整理するため
必要があるからである。

大口町スポーツ施設の設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正
する条例

大口町スポーツ施設の設置、管理及び運営に関する条例（平成6年大口町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「別表第2、第3及び第4に定める」を「別表第2から第5に定める」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町スポーツ施設の設置、管理及び運営に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(使用料又は利用料金) 第 1 3 条 利用者は、<u>別表第 2 から第 5 に定める</u>使用料又は利用料金を前納しなければならない。 2 ～ 3 略	(使用料又は利用料金) 第 1 3 条 利用者は、<u>別表第 2、第 3 及び第 4 に定める</u>使用料又は利用料金を前納しなければならない。 2 ～ 3 略

別表第 1 （第 2 条関係）

大口町スポーツ施設の名称及び位置

名称	位置
大口町野球グラウンド	大口町丸一丁目 3 8 番地 1
大口町テニスコート	大口町竹田二丁目 2 0 2 番地 3
大口町総合運動場 (夜間照明施設)	大口町下小口六丁目 1 5 0 番地
わかしゃち国体記念運動 公園	大口町上小口三丁目 1 8 1 番地
河北グラウンド	大口町河北三丁目 2 5 番地
秋田グラウンド	大口町秋田二丁目 4 4 番地 1
大口町屋内運動場	大口町大字小口字城屋敷 1 2 3 番地

別表第2（第13条関係）

大口町スポーツ施設の使用料

施設名 利 用 者 区 分 使用料及び 利用時間	大口町野球 グラウンド	大口町 テニスコート
	町内	町内 (一面)
午前7時30分から 午前9時30分まで	600円	300円
午前9時30分から 午前11時30分まで	600	300
午前11時30分から 午後1時30分まで	600	300
午後1時30分から 午後3時30分まで	600	300
午後3時30分から 午後5時30分まで	600	300
午後5時30分から 午後7時30分まで	600	300
午後7時30分から 午後9時30分まで	—	—円

備考

- (1) 町外者が利用する場合の使用料については、町内使用料の倍額とする。
- (2) 11月から翌年3月までの間における夜間照明のない施設の利用時間は、午前7時30分から午後5時30分までとする。

別表第3（第13条関係）

大口町屋内運動場の使用料

区分	時間	1時間当たりの町内利用者の使用料 (午前8時から午後9時まで)
運動場使用料		500円
照明使用料		250円

別表第4（第13条関係）

大口町スポーツ施設の利用料金

施設名 利用者区分 使用料及び利用時間	大口町総合運動場		わかしゃち 国体記念運 動公園	河北グラ ウンド	秋田グラ ウンド
	テニス コート	多目的運 動場			
	町内 (一面)	町内	町内	町内 (一面)	町内
午前7時30分から 午前9時30分まで	円 300	円 600	円 600	円 600	円 600
午前9時30分から 午前11時30分まで	300	600	600	600	600
午前11時30分から 午後1時30分まで	300	600	600	600	600
午後1時30分から 午後3時30分まで	300	600	600	600	600
午後3時30分から 午後5時30分まで	300	600	600	600	600
午後5時30分から 午後7時30分まで	300	600	600	600	600
午後7時30分から 午後9時30分まで	300	600	—	—	—

備考

- (1) 町外者が利用する場合の使用料については、町内使用料の倍額とする。
- (2) 11月から翌年3月までの間における夜間照明のない施設の利用時間は、午前7時30分から午後5時30分までとする。

別表第5（第13条関係）

大口町総合運動場夜間照明施設利用料金

施設名	単位	利用料金
多目的 運動場	1時間	2,060円
テニスコート	1時間（1面）	300円

備考

- （1）町外者が利用する場合の利用料金については、町内利用料金の倍額とする。
- （2）夜間照明施設の利用時間は、午後4時30分から午後9時30分までとする。
- （3）夜間照明施設の利用時間が、天候により1時間に満たない場合の当該施設の利用時間は1時間とする。